

938

附改正衆議院議員選舉法全文

總選舉の準備成るか
既成政黨轉落の因
起て全國政界の爆彈勇士

政界淨化の機來る

政界淨化期成聯盟推獎

特242

973

2



0003281-000

特242-973

政界淨化の機來る

盛田暁・著

人文社

昭和10

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものである。

292
973

目

次



- 一、 總選舉は政界淨化の鍵……………一
- 二、 既成政黨は國家に有害……………二
- 三、 尾崎行雄氏の正論……………四
- 四、 政友會は何ぞ云ふか……………六
- 五、 既成政黨の末路近し……………八
- 六、 誤れる議會及政黨……………九
- 七、 公黨出現の機動く……………一
- 八、 帝國憲法の正解(二)……………一三



九、帝國憲法の正解(三)	一六
十、立憲政友會の綱領	一八
十一、總選舉の準備ありや	二一
十二、改正選舉法	二三

政界淨化の機來る

盛田 曉

總選舉は政界淨化の鍵

日本帝國の現状は事總てが革新の途上に在る事は、誰人とても否定する事は出来ないと思ふ、然して其革新の第一は國家及國民が生存上最も優位有力である政治の革新其物であらねばならぬ、然るにも拘らず此重要なる政界が誰人も否定出来ない革新の氣運に取殘されて、其腐敗の主因である既成政黨の存續を許して居る事夫れ自體が甚だ矛盾であり、言行の撞着であると云はざるを得ない、筆者は微力なりと雖も多年筆に口に政黨の反省を促し、國民の注意喚起に努力を惜まざりし所以は、實に此點であつたのである。

然るに天運循環、政界革新の機運熟し政黨の行動を検討、批判し、甚だしきは其全部さへも之れを否定する聲が起り輿論は澎湃として筆者多年の主張を裏書するに至つた、而已ならず衆議院議員の總選舉期日は近く明春に迫つて居る、天運來るとは此事である。此機會を逸せず、政界の淨化、

政界の根本的建直しを企圖し、新進有能なる士を推して以て既成政黨政界腐敗の淵源を一掃せなければならぬ、畏れ正に天の聲であり且つ天意であると確信する。

之に依て、筆者は此際更らに大に警鐘を叩いて全國民の覺醒を促し、成敗の岐路にある我憲政を助けんが爲めに徹底的に政界の淨化、選舉の公正を期せしめんとするものである。則ち從來政黨人が内務の局に當つて總選舉を行はれた限り、其配下に在る全國各府縣長官は上司黨人の意に迎合すべく競つて在野黨候補者を排し、所謂我黨候補者の應援に力を傾注して神聖たるべき選舉を汚毒するのを常として居た、然し筆者の云ふ天運到來は茲にも在り、明春若しくは其以前にも行はるべき次期衆議院議員總選舉並に全國府縣會議員改選には改正された選舉法——即ち此點に嚴重なる罰則を適用さるゝ事となつて居るから、此醜態防止に稍や意を安ふする事が出來一面國民の覺醒に依つて不偏不黨公正なる選舉を行ふ事も出來る譯となり得たのである。政界の淨化、政界革新の機會は斯くして目前に迫り、我等國民の信頼し得る堂々たる公黨の出現は斯くして所期する事が其第一歩に入り、革新政界の基礎工事が國民各自の一票に依て成就さるゝ氣運となつたのである。

既成政黨は國家に有害

革新の事は凡て國民自身の荷ふべき事である、今革新さるべき既成政黨の本質を一瞥して見やう

ものなら一度朝に立てば直ちに我事成れりとはかり天下の公器を濫用し、權力と國費を以て只管黨勢の擴張に努め、黨利私腹を肥して顧みるに遑なく、一朝、野に在れば黨員其内職に殆んど營利團體の姿となり、彼此屋高等周旋業の陋態をも辭せず、爲めに所謂其幹部連には遂に司法當局のブラツク、リスト附となり終つたと云ふ有様誰れが之れに敬意を表し、賛辭を呈するものがあらうか。端的に之れを表現すれば此等の黨人は國家を汚毒し社會に罪惡を残すもの國民の彼等に信頼せざる所以のものは實に爰に在るのである、現に彼等既成政黨の大立物であつた故原敬、故犬養毅兩政友會總裁も亦黨人の此罪惡を半ば肯定して居たのである、更らに民政黨政務調査委員會に於ても同じく其非を認め、昭和七年には左の警告を黨人に與へて居る。

政黨ハ政策ニ依テ黨勢ヲ擴張スルノ外一切ノ手段ヲ用ユベカラズ、從來我國ノ行ハルル鐵道、港灣、河川、道路、學校等公私ノ利害關係ヲ利用シテ地方民ヲ誘導若クハ威逼シテ、黨勢ヲ擴張スルガ如キハ許スベカラザル罪惡ナレバ、斷然此弊害ヲ根絶スルガ爲メニ適當ナル法規ヲ制定スベシ

◆政策ノ實行 實行ノ確信ナキ政策ヲ標榜シテ國民ノ期待ヲ裏切ルハ政黨不信ノ大原因ナリ、故ニ政策ノ決定ハ極メテ慎重ナルベシ、然シテ之ヲ決定シタル上ハ必ず之ヲ實行スベシ

◆政黨員自省 國政ヲ論議シ、國民ヲ指導スベキ責任ヲ有スル政黨政治家ハ其人格ニ於テ國民ノ畏敬ニ値ヒセザルベカラズ、故ニ其地位ヲ利用シテ利權運動ヲナスガ如キハ嚴ニ之ヲ警ムベシ

其説示する所や洵に筆者等の希望するものではあるが、而かも夫れが果して實踐されたか頗る疑はしいものがある。現に此警告を發してから依然國民の不信は既成政黨の上に一段の濃度を加えて居るではないか。

尾崎行雄氏の正論

第六十七回帝國議會——即ち最近の議會で院議を以て憲政の功勞者として表彰された尾崎行雄氏

は、其表彰議場で大要左の様な挨拶演説を行つて居る。

憲政政治の運用は健全なる政黨政治發達と相俟つて始めて完全に行はるゝのである、故に若し私が政黨政治が遺憾なくして行はるゝ際に表彰さるゝならば、洵に嬉しいのであるが、今日程政黨に對する期待が薄くなつた時に表彰さるゝ事は慚愧に堪へぬ、斯る状態が來たのは自分に責任の一半がある、政黨の信用が薄くなる事を救ひ得なかつたのは、諸君に對して申譯がない、然し其原因を尋るに之れは單に自分個人の力而已てはなし得ない、之れは政府、其他各方面にも原因があるのかも知れぬ、(中略) 更らに政黨が信用を失つた事は内部にも原因がある、即ち政黨の信用失墜は權力金力の濫用に負ふ所が多い、此兩者を除かねば政黨更生の道はない、此爲め自分は種々努力したが何うも思はしく行かない、(中略)

議會政治の向上は要するに選舉に於ける權力、金力の濫用を慎み、選舉民は之れに屈伏する事を慎むべきである、(中略) 自分が政黨政治向上の爲めには却て當分の間政黨内閣組織を中止した方がイイと述べて居るのは、政黨に反省の餘地を與へん

とするものであつて、云はゞ可愛い子に旅をさせよと云ふに外ならぬ云々。

六

と述べて居る、眞に傾聴すべきである又貴族院側からも毎度の様に政黨非難の聲があり、政黨の威信なるものは全く轉落の状態である、然るにも係らず多數黨は民意の反映であるとばかり、形式に捉はれた詭辯を弄して居る事は餘りにも鐵面皮であり、國民を侮辱するの甚だしいものであると云はざるを得ない、輿論は既に一決して居る此上尙も彼等政黨の走狗となるものもあるまい、若し黄白の爲めに彼等を再選する様な國民であるならば、政界の革新は絶望であり憲政の末路であるのである、宜しく政黨も國民も此機會に一大反省すべきである。

政友會何を云ふか

世に「憲政常道」なる言葉が傳へられて居る、之れは何を意味するか——思ふに憲政の何たるかを解せぬものゝ放送である、彼の齋藤内閣出現の時も引續き岡田内閣誕生の秋も、常に口五月蠅い——否筆煩るさい操觚界の猛者連は筆と口を揃ふて何と云つたか、「國勢の現況四圍の事情より眞に止むを得ざるものである」と論じて怪しまなかつた、之れ實に天の聲であつて又實に政黨自身蒔いた果實であつた、換言すると國民の信頼が極度に墜落した既成政黨に對し、齋藤内閣は其救助艇の任務を以て現はれたものと見る事が出来る、然るにも係らず習ひ性とは云ひながら政黨出身閣僚が

不善を行つた結果、貴族院の奮起となつて此政黨救濟第一次内閣が倒れた、一面から見ると政黨は恩を仇で酬いたものと云ひ得る、而して其間に岡田内閣が第二次政黨救助艇として出現して、尙も手を差延べて政友會に入閣勧誘を試みたものダ、國家の非常時——舉國一致國政に當るべく——而かも流石の政友會も世間を憚り良心の咎めに依り其入閣を拒絶したのみならず、入閣した閣僚を除名し爾來事毎に岡田内閣の施設に毒付き、政務の遂行に始終妨害作戦を執り殆んど自暴自棄的妄動を繰返し所謂黨利に盲目で國家の存在なきの醜態と衆愚を頼みて虚勢を張り自ら招いて國政を離れんとして居る。

憲政の運用は政黨の本能である、此本能を政友會は抛棄せんとして居る、回顧すれば政友會内閣は嘗て優詔問題を惹起し、民政黨は亦統帥權干犯を敢てして國民の公憤を買つた、更らに最近第十六臨時議會に際して政友會の行動は如何、自黨が主張し其主張に依り召集された臨時議會の性質を忘れて東北救濟豫算の審議を故意に延期し、所謂爆彈動議を提議して憲政の意義を没却したものである、想起すると政友會の此種の行動は恰も大井川畔雲助連が多數の力を頼んで善良なる旅人を苦めた話に宛然たるものがある、策略縦横、陰謀術數に富んだ多士濟々たる政友會ヨ、——今少し綺麗な手で政戦に臨む事が出来ないのか——戦ふが如くで而かも下ツ腹に力なく——嫌がらしめ駄々を捏ねる——之れが多數を誇る政友會の態度としたら同會開祖伊藤博文公を正に地下に泣かしむ

るものではあるまいか。

既成政黨末路近し

開祖伊藤公を地下に泣かして恥ぢず、出所進退を誤り本來を顛倒して政權に遠ざかつた政友會は、俗に云ふ「貧すりや鈍する」の諺の様に党内に不平分子が簇生し、所謂舊自由黨系、所謂鈴木總裁直系、所謂久原金系、所謂床次系少なくとも此四系が、反目暗闘内訌を殆んど常飯事とし、遂に總裁の貫祿輕しとて其勇退を強要すべしと迄説く者すら出で、本部の威力、統制力共に問題とならず其上近時財閥の糧道は殆んど全滅の状態加ふるに叙上の如く國民の信用は全く地に落ち自業自得とは云ひながら、二三重腹中の禍根は日を逐ふて重疊衆議院に過半数の議席を占據しながら漫性胃腸加答兒に罹つて居ると云ふのは實に政友會自體の實狀である、「イザ尋常に勝負に及べ」と立上つて見ながら其下ツ腹に力を入れると共に腸症の爲めに不淨漏出の醜態を餘儀なくせしめらる、此病態を以てして果して次期總選舉戦に善闘する事が出来るか一大疑問であると考ふ、更らに民政黨に至つては如何。

由來同黨は議會中心主義が第一政綱である、此主義が同時に同黨第一の祟りである、殊に昨今舉國津々浦々に至るまで國體觀念の復興に際して、所謂人氣を呼ぶに一大支障となり、更らに一方統

帥權と滿洲事變に對する陸軍側の餘憤、倫敦條約と同じく統帥權干犯に對する海軍側の不人望は共に殆んど軍部の共同戦線に對立の状態であり、臆て党内に此亦明白に民本主義と社會主義的主張の二派を瀰醸して居る、日本精神に醒めた來るべき總選舉戦に對して果して如何なる戦法を執らんとするか。

國民同盟に至つて此も亦永く現状の維持すら出来ないものである、僅かに其一部は頑張るものとして一角に政友會に、一角は民政黨に走つて三分し若し一部政界の期待である新政黨の擡頭を見た以上、以上政、民、國同の三派に一大衝動を與へて群小黨、無所屬共に根本的分散作用を惹起するに至るべき事は否定が出来ない事實となるであらう、筆者は茲に既成政黨の醜惡なる末路に直面しつゝ彼の幕末の夫れを想起し、大勢の赴く所又如何ともなし得ざるものとして既成政黨の最後を弔せんとするものである。

誤れる議會及政黨

政界淨化の鍵である總選舉を前にして既成政黨に對する弔砲は既に鳴り渡つて居る、而かも此革新の機に於て靜かに從來の我國の立法院と政黨を検討して見ると、宛然一種の政治的爭議團であつた否ナ實は現時尙其状態を續けて居る、徒らに行政府と軍部と角逐抗争するのを其本能として居る

之れは明白な歴史の證明する事實である、日本では軍部は固より立法、司法、行政の三大権は均しく、天皇の機關であつて我國體の然らしむる所、不文憲章として國史に現はれ成文法として永遠に遺された不磨の大典憲法がある、萬一にも立法府が分立するが如き事があつたら憲法は二大権となり終り、立法權が中學々生の作文に過ぎない事となり尊嚴なる御裁可と公布手續がなくなり終るのである。

立法府に席を列する議員諸君は屢次賜つて居る勅語を奉體し、慎重慎議協賛の責務を行はねばならぬものである、濫りに名を行政府監督に藉りて争はんが爲めに争ひ、果ては政權争奪の具に供し野心を包藏して内閣倒潰に資せんとするに至つては、立法府本來の責務を忘れた暴舉と云はねばならぬ、口に民意を代表するものなりと云ひながら此暴舉を白晝行ひつゝあるのは現狀である、夫れが爲めには眞面目な國民の反感を買ひ既成政黨頼むに足らずの聲が高くなつて居るのは此亦事實であるではないか、憲政には一片の不合法を許さないものである、嚴然たる秩序と明朗なる文化的氣配が政界に横溢する事を要する、石川五右衛門を祭神した神主があると見る、次代の神主は驚いて之れは泥棒の親分ではないかと警告する、周章狼狽之れを撤去せよと叫んだのは美濃部學說排斥に懸命となつた政友會の態度ではないが、政黨は元より議會其物も全く誤り多いものであると斷言する之れが革新を絶叫する所以であるのである。

公黨出現の機動く

天運循環と云ひ、自業自得と云ひ、前述の通りであり當然の歸趨として政界の革新、新陳代謝の機運到來國民の翹望措かない純乎公黨樹立の期が來た様である!!、否ナ來た!! 目前の總選舉は其機を與へて居るのである、天の賜もの自然の理法、惡が永く榮ふべきでない、天地人の理が來て居るのである、此機會を逸しては國家社會の淨化革新は所期が出來ないのみならず、天意を冒瀆するものであり、日本憲政の末路に踏込むものである、不忠不孝の奴となり終るのである、時は正に今で在る忠孝兩全の途は今目前に迫つて居る、序幕は既に昨年切られて居る愈々本舞臺に登場すべきである、乃ち見ヨ——文部省の人事行政、左系思想の衰退、綱紀の肅正等々、若し内閣審議會が政府の豫期する様に權威ある存在であり得るに於て、多年無批判に輸入された拜外内卑の思想から採長補短を逆用された社會萬端の事象を、一大清潔法を施行する事が出來て明朗其物の純乎日本精神の燦たる祖國日本の姿を我等の前に再現する事が出来る、而かも此大清潔法の施行は國民一般の協力一致を必要條件とするものである。

筆者は今日の此情勢を目して明治維新が神武の肇國であるならば、昭和の維新は崇神の肇國であらねばならぬと叫びたい、嚴なる上御一人の御稜威に依り、下一億の赤子熱意の結晶を以て此目的

を達成するに何の躊躇を要せんやである、國民力を合せ行政機關を鞭撻し偉大なる政治を行はるべきである、端的に政治の要諦を云へば國民の誰人もが内閣總理大臣は誰れであるかを關心すべきでない、只イイ政治をやつて呉れれば充分として居るのである、自分の選挙した立法院が常に行政府と抗争する事として居る事には迷惑千萬であるのである、筆者は此等の黨人團體を私黨とし其末路を前述した様に葬り去られるものと思ふのである、されば此好機に再び云ふ、目前であり遅くとも明春に迫つて居る總選挙であるのである、政界の革正議會の淨化を期する爲めに議員其物を改善すべきである、政府勇氣あり眞乎革正の決心があるなれば議會の解散を連發して以て數次の總選挙を経て茲に初めて立法院の淨化が實現され其結果として求めずして政界の革新が所期し得る事となる、況んや憲法を履違へ憲政の運用を誤るに於ておや。解散の理由は堂々たるものがある。

然し茲に留意すべきは此清純な議員は斷じて既成政黨に接近せしめてはならぬ、其故は外では無い微菌が附着する惧れがあるからである、斯くして既成政黨は撲滅され同時に公黨としての新公黨が天意に依つて産れる事となるのである、筆者は微力なれども茲兩三年來同志を尋ねて此趣旨を説いて來たが、何れも既成政黨に多少の因縁があり決意涉々敷からず、遂に青年自身に呼びかけて此大望を徹底せん事を覺悟し、爾來著々其武歩を進めて居る、元より其運動は熱誠が唯一の資本であつて所謂運動費なるものゝ必要がない、之れを一郡三人主義と稱して居るが假りにも一部落に覺醒

した青年三人あり協力して自ら公黨分子中心とし熱意活動するに於て、一郡から一市一府縣と聯絡と統制を執るに於て案外速かに活氣あり清淨なる公黨の出現が眞に愛國純正なる公黨として我憲政肅正に寄與する事が出來ると思ひ、其氣運が既に所在に横溢して居るものと思ふ。

帝國憲法の正解 (一)

抑も我國の根本法たる憲法は現在及將來の國民全般へ賜つたもので、一部の政黨に限つたものは斷じてない、明治廿二年二月十一日の憲法發布御告文に

皇祖、皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、條章ヲ昭示シ、
 内ハ以テ子孫ノ卒由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ
 永遠ニ遵行セシメ、益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ、八洲民生ノ慶
 福ヲ増進スベシ、茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス、惟フニ此レ皆
 皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ法範ヲ紹述スルニ外ナラ
 ス、而シテ 朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖皇室及我カ皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ。

一四

と又同時に憲法發布勅語には左の一節がある。

朕我臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ、益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

と仰せられて居る、此外尙憲法全文七章七十六條中でも一ヶ所も政黨なる語はない、斯ふ云つたからとて筆者は決して政黨を否認するものではない、而已ならず前述した如く純正な公黨の出現を待望し、其出現に懸命奔走して居る、要は只不純なる既成政黨を排除し其候補者に對しては、陛下の赤子たる國民の一票だも投票すべからざるものなりと高唱するものである、新進の憲法學者として聲名ありと稱されて居る慶大憲法受持先生山崎又次郎氏の著はす所の憲法總論に

帝國議會ハ唯之二對シテ（筆者曰ク 天皇ノ行政權ヲ指ス）

憲法上其協賛權ヲ有スルニ過キナイ、換言スレバ國民コソ議會ナルモノヲ通シテ 天皇ノ立法權ニ「協翼參贊」スルノ權利ヲ有シ、他ノ如何ナル團體ト雖モ其間ニ介在スルコトヲ許サナイモノテアル（中略）、而シテ其責ニ任スルトハ（筆者曰ク五十五條）憲法上ノ嚴密ナル意味ニ於ケル議會政治ナルモノカ行ハレテ居ナイ、若シ之レ有トスレバ、ソレハ憲法上ノ慣習ニ依ルノテアルノミナラス、國務大臣ハ各自其關涉スル政務ニ就キ、天皇ニ對シテ其輔弼ノ責ヲ有シテ、決シテ連帶責任ヲ有スルモノテハナイ。

と説き、内閣制度に就ては獨逸流の「首相本位内閣制度ハ我國ニ近イモノデアアル」と述べて居る此學説は稍や我が意を得たものではあるが、憲法の條章に明白である如く立法權は三大權の一として 天皇の統治權内にあらねばならぬ、即ち憲法第四條の國の元首たる 天皇は凡ての統治權を總

一五

攬されて居られ、立法権は議會の協賛を経て（憲法第五條）行はれるものである。換言すると議會は天皇の立法に協賛するのみである、議會が如何なる立法を爲したとて必らずしも陛下の御裁可がなければ無効である（第六條）、之を誤解して或は議會政治と稱し政黨政治の文字を用ゆる者があるが、此等は甚だ失禮ながら嘗て明治十年前後即ち憲法發布前英、佛、獨甚だしきは米國の憲法を以て盛んに論議された、遺物の復寫で頭の新しい人も云へない、最も中には自己衣食の爲めか自家の立場を有利にせんが爲め「政黨内閣に非ずんば憲政の常道でない」かの説を樹て新聞雜誌も亦賣らんが爲めに此文句を濫用する、然しそれが大なる誤謬であり、僭越であり、認識不足であるのである、黨人ヨ國民ヨ眞なる憲政の爲めに大に反省すべきではないか。

帝國憲法の正解（二）

新しがり屋と不純政治家には常に此種の誤謬を宣布して、自家の賣名若しくは自家の立場に利用せんとするものである、筆者は茲に最近學匪の尊號を贏ち得たる貴族院議員美濃部法學博士一派の爲めに、頭が古いと冷笑された我親愛なる故上杉慎吉博士の憲法講義各條から左の一節を拔萃して謹而博士の英靈に敬意を表する

斯ル政黨内閣制ハ斷シテ我國ニ於テ行フ事ヲ許サヌ、天皇カ

自由ニ國務大臣ヲ任免セラルル事ヲ得ヌト云フ事ニナレハ 天皇ハ主權者テハナクナツテ仕舞フノテアル、我國體ノ倒レテ仕舞フノテアル、我憲法ハ其ノ制定ノ議アル初メヨリ、國體ヲ本トシ 大權ヲ中心トシテ立憲ノ組織ヲ定ムルノ大方針カ定リ、之ニ基キテ制定セラレタルモノデアツテ、天皇ヲ臨座スレトモ政治セサルモノトスルノ政黨内閣制ハ、全然之ヲ容ルル餘地ハナイノテアル

以上が故上杉博士生前數萬言の憲法講義の眞髓觀念であつたのである、又故伊藤博文公が立憲政友會創設を前にした或日筆者に對して語られた、日本憲法の精神も前記上杉博士の學説と殆んど同様であつた、公は多年行政の衝に當られ其間當時の政黨者との折衝交渉に對する尊き幾多の體驗から見た政黨其物の行動が我憲法に副はないものがあるを痛感された結果、至難の支障と反對進言を排して驟然起つて模範政黨を樹立すべく渡邊邦武子等を率ひ立憲政友會を創設したものである、而かも事は豫期の如く標榜された黨弊矯正の事も出來ず遂に總裁の地位を捨てられたが、其綱領は今

日迄持續されて依然有効に存續されて居る、而かも現在の黨員が、能く之れを読み之れを行ふものがないに至つては、洵に痛嘆に値するものではないか、斯くて既成政黨は日を逐ひ墓穴に歩を進めて居ると云はれても陳辯の辭がないではないか、此れを掲記して三省を求むるものである。

立憲政友會綱領 (明治三十三年九月)

余等同志、茲ニ謀テ立憲政友會ヲ設ケ、忠誠以テ 皇室ニ奉シ國家ニ對スル臣民ノ分義ヲ盡サント欲ス、其趣旨トスル所左ノ如シ

- 一、余等同志ハ、憲法ヲ恪守シ其條章ニ循由シテ統治權ノ施用ヲ完カラシメ、以テ國家ノ要務ヲ舉テ以テ各自ノ權利自由ヲ保全セシムルコトヲ明ニス
- 二、余等同志ハ、維新中興ノ宏謨ヲ遵奉シ、之ヲ翼賛シ以テ國

運ヲ進メ、文明ヲ扶植スルコトヲ勉ムヘシ

- 三、余等同志ハ、行政ノ材能ヲ完全ニシテ其公正ヲ保タムコトヲ望ミ、選叙ヲ精一シ、繁縟ヲ省キ責守ヲ明ニシ、紀律ヲ正シ、處務ヲ敏活ニシテ、時運ノ進歩ト相伴セシメンコトヲ謀ルヘシ

- 四、余等同志ハ、外交ヲ重シ、友邦ノ誼ヲ厚クシ、文明ノ政ヲ以テ遠人ヲ倚安セシメ、法治國ノ名實ヲ全カラシムコトヲ努ムヘシ

- 五、余等同志ハ中外ノ形勢ニ應シ國防ヲ完實スルヲ必要トシ、常ニ國力ノ發達ト相伴行シテ國權國利ノ防護ヲ完全ナラシメンコトヲ望ム

六、余等同志ハ、教育ヲ振作シ國民ノ品性ヲ陶冶シ、公私各々
國家ニ對スル負擔ヲ分ツニ耐フルソ懿徳良能ヲ發達セシメ、
以テ國礎ヲ牢クセンコトヲ希フ

七、余等同志ハ、農商百工ヲ獎メ、航海貿易ヲ盛ニシ、交通ノ
利便ヲ増シ、國家ヲシテ經濟上生存ノ基礎ヲ鞏カラシメンコ
トヲ欲ス

八、余等同志ハ、地方自治ヲシテ隣佑團結ノ實アラシメ、其社
會及經濟上ノ協同ヲ完全ナラシメンコトヲ圖ルヘシ

九、余等同志ハ、國家ニ對スル政黨ノ責任ヲ重シ、專ラ公益ヲ
目的トシテ行動シ、常ニ自ラ戒飾シテ宿弊ヲ襲フコトナキヲ
勗ムヘシ

總選舉の準備ありや

政界の肅正、政黨の革新、選舉界の淨化等々皆凡ては國民の自覺に依つて行はるべきもので、其
今日に至つて腐敗、汚濁の極となつた罪の一半は云ふ迄もなく國民夫れ自身が負荷すべきものであ
る、而かも筆者の云ふ天運到來、國民の贖罪、罪科清算の機會が來た、明春の衆議院議員總選舉が
夫れである、此好機會を逸せず國民に與へられた一票を正しく行使して、以て政界革新の基礎工事
を行はねばならぬ、夫れには先づ議會の品性を高めねばならぬ、奈何にして之れを行ふかと云へば
議會の分子である議員其物の素質を精選する事が第一義である、元來衆議院議員其物の行動は何等
の拘束を受くべきものではないが、然し其實際に即して選舉區民を無視する事が出來ない、而已な
らず選舉區民も亦區の代表として立法院に送るべき議員の適否を考査するには、政黨とは異なつて
其機關を有せない缺點がある、而かも政界革新の契機目前に迫り選舉界淨化の大任覺醒せる國民の
頭上脚下にある今日、假令選舉法改正の結果投票の賣買が至難事となり脱法官公吏の罰則嚴重とな
りしとは云ひながら、權力、金力なき一般國民の此難局を突破して純乎理想の選舉、理想の當選を
贏ち得るには非常の覺悟を要する、即ち一度二度の落選に氣を落してはならぬ、如何に革新の氣勢
が旺盛なりとは云へ既成政黨の地盤なるものが嚴存して居るのみならず彼等は選舉區に鐵條網を張

り切つて居る、此鐵條網突破には爆彈三勇士の勇氣を必要とする、屢説し來つた通り政界の革正、選舉界の淨化は脚下に迫つて居る、其革正淨化の闘士は一重に覺醒せる新進氣鋭の青年を待つのみである、革正の事は至難であると共に其闘士の勇氣は一段を要する、起て青年!! 祖國日本の爲めに時機は迫りつゝあり戰備は果して充分なりや!!

改正選舉法

法律第四十九號 (昭和九年六月二十三日公布)

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

第二條第二項中「特別ノ事情」ヲ「必要」ニ改ム

第三條第二項中「數開票區ヲ設クルコトヲ得」ヲ「數開票區ヲ設ケ又ハ數郡市ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得」ニ改ム

第七條第二項中「戰時若ハ事變ニ際シ」ノ下ニ「又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ」ヲ加フ

第十二條第一項中「一年以上」ヲ「六月以上」ニ、同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第二十四條第一項中「選舉ノ期日ノ前日迄」ヲ「選舉ノ期日前二日迄」ニ改ム

第四十八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ場合ニ依リ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日其ノ手續ヲ行フコトヲ得

第四十九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ市町村其ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ

第六十七條第三項中「選舉ノ期日ノ前日迄」ヲ「選舉ノ期日前二日迄」ニ改ム

第六十九條第五項中「其ノ第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾届出期限前ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ届出期限經過後ナル場合ニ於テハ」ヲ「其ノ選舉ノ期日ヨリ一年以内ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ選舉ノ期日ヨリ一年經過後ナル場合ニ於テハ」ニ改ム

第七十五條第一項中「第七十九條第六項」ヲ「第七十九條第八項」ニ、同條第二項中「第九章」ヲ「第八十一條又ハ第八十三條」ニ、「第八十三條」ヲ「第八十六條第二項若ハ第四百十三條」ニ改ム

第七十九條第三項中「第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾届出ノ期限前ニ於テ」ヲ「選舉ノ期日ヨリ一年以内ニ」ニ、「其ノ期限經過後ニ於テ」ヲ「選舉ノ期日ヨリ一年經過後ニ於テ」ニ改メ同條第五項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

議員ノ闕員ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達セザルモ其ノ選舉區ニ於テ第七十五條ノ選舉ノ行ハルル場合ニ於テハ第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ト同時ニ補闕選舉ヲ行フ但シ第七十五條ノ規定ニ依ル選舉ノ期日ノ告示アリタル後地方長官第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ補闕選舉ノ期日ハ第七十五條ノ選舉ノ期日ニ依ル

第八十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

檢事ハ第一百十二條乃至第一百三條ノ罪ニ該ル事件ノ被告人ガ選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルニ因リ第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選ヲ無効ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告トシテ訴訟ヲ提起スルコトヲ要ス

第八十五條中「本章」ヲ「第八十一條、第八十三條又ハ前條第一項」ニ改ム

第八十六條第一項中「本章」ヲ「第八十一條又ハ第八十三條」ニ、同條第二項中「本章ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキハ大審院長ハ」ヲ「第八十一條、第八十三條若ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキ又ハ第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決確定シ效力ヲ生ジタルトキハ裁判所ノ長ハ」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決確定シ效力ヲ生ジタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スベシ

第八十七條第一項中「本章」ヲ「第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項」ニ改ム

第八十九條第一項中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改メ同條第二項及第三項中「又ハ選舉事務員」竝ニ同條第四項中「若ハ選舉事務員」ヲ削ル

第九十條 選舉事務所ハ議員候補者一人ニ付一箇所ニ限ル但シ命令ノ定ムル所ニ依リ三箇所迄之ヲ設置スルコトヲ得

第九十三條 選舉委員ハ議員候補者一人ニ付二十人ヲ超ユルコトヲ得ズ其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選舉委員ハ前項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エザル範圍内ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）前項ノ規定ニ依リ選舉委員ノ數ヲ定メタル場合ニ於テハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ之ヲ告示スベシ

第九十三條ノ二 第八十九條第一項ノ規定ニ依リ選任スル勞務者ハ議員候補者一人一日ニ付三十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ勞務者ニ關シ之ヲ準用ス

第九十四條第二項中「第九十條第一項又ハ第二項」ヲ「第九十條」ニ、同條第三項中「前條」ヲ「第九十三條第一項又ハ第二項」ニ改メ同條第三項中「又ハ選舉事務員」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉運動ノ爲勞務者ノ選任アリト認ムルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ超過シタル數ノ勞務者ノ解任ヲ命ズベシ

第九十五條ノ二 選舉運動ハ第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
第九十六條 議員候補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非ザレバ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ演說又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第八十九條第一項ノ規定ニ依リ選任セラレタル勞務者ニ非ザレバ選舉運動ノ爲勞務ヲ提供スルコトヲ得ズ但シ議員候補者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十七條 選舉事務長又ハ選舉委員ハ選舉運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、休泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得演說又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス者豫メ議員候補者又ハ選舉事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ其ノ運動ヲ爲スニ付亦同ジ

第九十八條ノ二 何人ト雖モ第四百十條第四項ノ文書ヲ發行スル區域ニ關シテハ演說會告知ノ爲ニスル文書及第九十六條第一項但書ノ規定ニ依ル推薦狀ヲ除クノ外選舉運動ノ爲文書圖書ヲ頒布スルコトヲ得ズ但シ第四百十條第一項ノ規定ニ依リ通常郵便物ヲ差出ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ベキ者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ズ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セザルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九十九條第一項中「選舉委員又ハ選舉事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

第百條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第百條ノ二 内務大臣ハ選舉ノ期日後ニ於テ當選又ハ落選ニ關シ選舉人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ爲ス行爲ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第百一條第一項及第二項中「選舉委員又ハ選舉事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

第百二條第一項第一號及第二號中「四十錢」ヲ「三十錢」ニ改ム

第百四條第三號中「又ハ選舉事務員」ヲ削リ同條第四號中「選舉委員又ハ選舉事務員」ヲ「又ハ選舉委員」ニ改ム

第百九條中「選舉事務員」ヲ「選舉運動ノ爲使用スル勞務者」ニ改ム

第百十二條中「二年以下」ヲ「三年以下」ニ、「千圓以下」ヲ「二千圓以下」ニ改メ同條第五號ヲ第六號トシ同條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動者ニ對シ金錢若ハ物品ノ交付、交付ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ選舉運動者其ノ交付ヲ受ケ若ハ要求シ若ハ其ノ申込ヲ承諾シタルトキ
第百十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同ジ
第百十二條ノ二 左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

一 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ

二 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ請負ヒ若ハ請負ハシメ又ハ其ノ申込ヲ爲シタルトキ

前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ノ罪ヲ犯シタル者常習者ナルトキ亦前項ニ同ジ

第百十三號中「三年以下」ヲ「四年以下」ニ、「二千圓以下」ヲ「三千圓以下」ニ、同條第一號及第二號中「前條」ヲ「第百十二條第一項」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同ジ

第百十四條中「前二條」ヲ「前三條」ニ、「收受シタル利益」ヲ「收受シ又ハ交付ヲ受ケタル利益」ニ改ム

第百十五條中「三年以下」ヲ「四年以下」ニ、「二千圓以下」ヲ「三千圓以下」ニ改ム

第百十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「三月以下」ヲ「六月以下」ニ、「百圓以下」ヲ「三百圓以下」ニ改ム

選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ正當ノ事由ナクシテ議員候補者、選舉事務長若ハ選舉委員ニ追隨シ、其ノ居宅若ハ選舉事務所ニ立入ル等ノ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ

ハ四年以下ノ禁錮ニ處ス

第百二十五條中「第百十二條」ヲ「第百十二條乃至」ニ改ム

第百二十九條中「第九十六條若ハ第九十八條」ヲ「第九十五條ノ二、第九十六條第一項、第九十八條若ハ第九十八條ノ二」ニ改ム

第百三十條第一項中「第九十條第一項第二項」ヲ「第九十條」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第九十三條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉委員ノ選任ヲ爲シタル者、第九十三條ノ二ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ選任ヲ爲シタル者又ハ第九十六條第二項若ハ第九十八條ノ三ノ規定ニ違反シタル者亦前項ニ同ジ

第百三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者第百十二條乃至第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同ジ但シ選舉事務長ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラザリシトキ若ハ其ノ者ガ當選人ノ制止ニ拘ラズ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百三十七條第一項中「本章ニ掲クル罪」ノ下ニ「(第百三十條及第百三十二條ノ罪ヲ除ク)」ヲ加ヘ同條第二

項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

三〇

第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依ル罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニシテ更ニ第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ前項ノ五年間ハ之ヲ十年間トス
裁判所ハ情狀ニ因リ刑ノ言渡ト同時ニ第一項ニ規定スル者ニ對シ同項五年間選舉權及被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セズ若ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲シ又ハ前項ニ規定スル者ニ對シ同項ノ十年間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前三項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

第一百四十條第一項中「推薦届出者」ヲ「選舉事務長」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ營造物ノ管理者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ヲ爲スベシ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ政見等ヲ掲載シタル文書ヲ發行スベシ

第一百四十一條 第十六條、第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依ル

第一百四十一條ノ二 第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ刑事訴訟法中第五百七十二條第二號第三號第五號乃至第八號第十號乃至第十三號、第五百七十四條、第五百八十二條第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十一條、第六百五條乃至第六百十條及第六百十二條ノ規定ヲ除クノ外私訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ同法第五百七十六條中民事訴訟法トアルハ刑事訴訟法トシ民事部トアルハ刑事部トス

第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付當選無効ノ判決確定スト雖モ其ノ判決ハ公訴ニ付有罪ノ判決確定スルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一百四十一條ノ三 選舉ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ

第一百四十三條中「第一百十二條若ハ」ヲ「第一百十二條乃至」ニ改ム

第一百四十五條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村内ニ住居ヲ有スル者トアルハ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市内ニ住居ヲ有シ且其ノ日ニ於テ其ノ區内ニ住居ヲ有スル者トス

第一百五十條中「新知郡、得撫郡及色丹郡」ヲ「新知郡及得撫郡」ニ改ム

附 則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅命ヲ以テ別ニ總選舉ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

第一百三十七條第二項ノ規定ハ第一百十二條乃至第一百三十三條ノ改正規定ニ依リ又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ更ニ第一百十二條乃至第一百三十三條ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ適用ス

三一

昭和十年五月廿八日印刷納本
昭和十年六月一日發行

「政界淨化の機來る」

定價金十錢

著者

盛田

曉

發行人

東京市品川區西品川四丁目一〇一七
盛田誠

印刷者

東京市芝區新橋五ノ二六
小林繁次郎

東京市品川區西品川四丁目一〇一七

發行所

人

文

社

振替口座東京二六七四九番

67
50